

薬局からのお知らせ



当薬局では、お薬を安全で安心してご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。

薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関してご説明をいたします。

調剤したお薬や市販薬について薬の飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。

優しさ薬局

当薬局では、調剤管理料及び服薬管理指導料を算定しています。



患者様やご家族様等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、処方されたお薬の薬学的分析及び評価を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。

また、患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者様やご家族様等と対話することにより、服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集し、処方されたお薬の適正仕様のために必要な服薬指導を行っております。

当薬局では、調剤報酬点数表に規定されている次の施設基準の届出を行っております。

- ・調剤基本料1 ・地域支援体制加算2 ・医療DX推進体制整備加算 ・医療情報取得加算
- ・後発医薬品調剤体制加算3 ・かりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
- ・特定薬剤管理指導加算2 ・連携強化加算

優しさ薬局

個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について



当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

優しさ薬局

お薬のことで困ったら

かかりつけ薬剤師に

おまかせください

担当薬剤師が
あなたの薬を
まるごと管理



いつでも
ご相談
できます

担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで、次回から専任の**かかりつけ薬剤師**が担当いたします。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週32時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日間以上）。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

優しさ薬局

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方**を希望される場合は、**特別の料金**をお支払いいただきます。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

医療DX推進体制整備加算



当薬局では、オンライン資格確認により取得した診療情報を調剤室で閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得・活用して調剤を行っています。

優しさ薬局

医療情報取得加算



保険薬局で患者様に関する診療情報を取得・活用して、質の高い医療を提供する体制を評価する加算です。

当薬局では、電子情報処理組織による請求やオンライン資格確認体制などの施設基準を満たしています。

優しさ薬局

連携強化加算



災害や新興感染症の発生時などに、調剤薬局としての機能を十分に果たすための体制を整えている薬局を評価する加算です。

当薬局は愛知県と「第二種協定指定医療機関」の指定を受けています。

優しさ薬局

保険外併用療養費



患者申出療養

(保険診療では認められていない調剤を患者が申し出て受ける医療サービス)や

選定療養

(社会保険加入患者様が、保険適用外調剤を保険適用調剤と併せて受ける医療サービス)の

内容及び費用に関して説明を行い、同意を得なければ調剤しません。

[保険外負担に関する事項]

当薬局では、軟膏容器や投薬瓶について実費負担はございませんがご自宅等への医薬品の「配送料」の実費負担はお願いしております。

優しさ薬局

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。（医師の了解と指示が必要です）

在宅患者訪問薬剤管理指導

（医療保険対象者）

1点=10円 10点=10円（1割負担）30円（3割負担）



同一建物居住者以外

650点/回（1人）



同一建物居住者

320点/回（2-9人）

290点/回（10人以上）

自己負担率により金額が変わります。麻薬の必要な場合は100円が加算されます。月4回まで

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導

（介護保険対象者）

1単位=10円 10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）



同一建物居住者以外

518円/回



同一建物居住者

379円/回（2-9人）

342円/回（10人以上）

自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

優しさ薬局 伊奈駅前店 管理薬剤師 川本一男

TEL 0533-72-5566

FAX 0533-72-5567

緊急時→転送電話（24時間対応）

居宅療養管理指導の重要事項



【サービス内容】

要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、優しさ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供します。

【緊急時における対応】

携帯電話により24時間常時連絡可能体制を取っています。必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

【苦情相談窓口】

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

- ①連絡先:0533-72-5566
- ②担当者名:川本 一男

優しさ薬局 伊奈駅前店